

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部道路管理課 No.007

処 分 名	特殊車両の通行許可
処 分 の 概 要	車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるとき、車両緒元の最高限度をこえる車両の通行を許可することができます。
根拠法令等・条項	道路法（昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号）第 47 条の 2 車両制限令（昭和 36 年 7 月 17 日政令第 265 号）第 15 条
審 査 基 準	<ol style="list-style-type: none">1. 申請車両の幅員と申請経路上の狭小道路幅員箇所を比較し、通行の可否を判断する。2. 現地調査等によって道路の構造、交通状況等をもとに通行の可否を判断する。3. 橋の耐荷力、トンネル等の構造物の高さから通行の可否を判断する。4. 交差点部等の曲線部に関しては、軌跡図等の資料から通行の可否を判断する。5. 上記内容を考慮し、許可条件を付す必要があるか判断する。
標準処理期間	20 日(休日は含まない)
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	他の道路管理者（国、県）からの承認依頼による
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■道路法

第四十七条の二 道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第二項の規定又は同条第三項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、同条第一項の政令で定める最高限度又は同条第三項に規定する限度をこえる車両の通行を許可することができる。

2.前項の申請が道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）は、同項の許可に関する権限は、政令で定めるところにより、一の道路の道路管理者が行うものとする。この場合において、当該一の道路の道路管理者が同項の許可をしようとするときは、他の道路の道路管理者に協議し、その同意を得なければならない。

3.前項の規定により二以上の道路について一の道路の道路管理者が行う第一項の許可を受けようとする者は、手数料を道路管理者（当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては、国）に納めなければならない。

4.前項の手数料の額は、実費を勘案して、当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては政令で、その他の者である場合にあつては当該道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

5.道路管理者は、第一項の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。

6.前項の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可に係る通行中、当該許可証を当該車両に備え付けていなければならない。

7.第一項の許可の申請の方法、第五項の許可証の様式その他第一項の許可の手続について必要な事項は、国土交通省令で定める。

■車両制限令

第十五条 道路管理者を異にする二以上の道路についての法第四十七条の二第一項の許可に関する権限は、当該二以上の道路の全部又は一部が市町村道（指定市の市道及び道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十四条第一項又は第三項の規定により国土交通大臣が新設若しくは改築又は維持を行なう道路を除く。以下この条において同じ。）以外の道路であるときは当該市町村道以外の道路の道路管理者（当該市町村道以外の道路の道路管理者が二以上あるときは、最初に申請を受けた道路管理者）が、当該二以上の道路が市町村道のみであるときは国土交通省令で定める道路管理者が行なうものとする。